



熊本県公報

号外 第56号
令和3年(2021年)
11月13日(土)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するための家
きん等の移動の制限…………… (畜産課) 1

告 示

熊本県告示第957号の2

熊本県家畜伝染病予防規則(昭和26年熊本県規則第21号)第2条の規定により、高病原性鳥インフルエンザの発生及びまん延を防止するため、家きん(鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥をいう。以下同じ。)及び病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。

令和3年(2021年)11月13日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 制限の内容
家きん及び高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品の移動を制限する。
- 2 制限の期間
令和3年(2021年)11月13日から当分の間
- 3 制限の対象となる区域
区域外への移出を制限する区域
水俣市袋(字川尻、字村上、字村下、字境、字帽子、字川端、字笹谷、字大原、字岡山、字花立、字静岡、字片岡、字小茂道、字茂道、字永尾及び字南志水)、長崎(字渡し、字古賀野、字野中及び字小平)及び湯出(字西山及び字岩川)
- 4 制限の対象となる家畜、その死体又は物品の種類
生きた家きん、死亡した家きん及び家きんの卵、家きんの飼養管理に必要な器材又は飼料、排せつ物等の高病原性鳥インフルエンザの病原体をひろげるおそれのある物品
- 5 その他
詳細については、家畜保健衛生所長の指示に従うこと。